

### 1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月28日付け環境第630号-5、平成31年2月28日付け環境第715号-5及び令和元年6月28日付け環境第158号-5で行った行政情報部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、以下のとおりである。

（1）開示請求人が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成30年12月14日受付で行った「足見川メガソーラー事業に係る市と事業者との環境保全協定書」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人（開示請求者ではない者。）の情報が記録されている平成31年1月28日付けで行った行政文書部分開示決定について、条例13条1項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるものである。

（2）開示請求人が条例に基づいて平成31年2月5日受付で行った「足見川メガソーラー事業四日市市ガイドラインに基づく協定書」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人の情報が記録されている平成31年2月28日付けで行った行政文書部分開示決定について、条例13条1項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるものである。

（3）開示請求人が条例に基づいて令和元年5月17日受付で行った「四日市足見川メガソーラー事業に係る環境保全協定書」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人の情報が記録されている令和元年6月28日付けで行った行政文書部分開示決定について、条例13条1項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるものである。

### 3 本件行政文書について

本件審査請求の対象となっている行政文書（以下「本件行政文書」という）は、四日市市と審査請求人との間で締結された「四日市足見川メガソーラー事業に係る環境保全協定書」である。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 四日市足見川メガソーラー事業に係る環境保全協定については、審査請求人（法人）の印影について開示することには支障がある。その理由は、印影は登記印、契約印にかかわらず、行政文書以外の契約等の民間の事業活動において法的には有効と認められる印であるというものである。
- (2) 環境保全計画書については、開示することはすべて支障がある。その理由は、同文書に記載されている内容が、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、その内容が第三者に公開されることにより、事業の妨害を受ける可能性があるというものである。
- (3) 位置図については、作成会社名、個人名、それらが推定される情報を開示することは支障がある。その理由は、作成会社、個人の情報が公開又は推定されることにより、それら会社、個人の事業活動に妨害を受ける可能性、権利を阻害される可能性があるというものである。
- (4) 計画平面図については、開示することはすべて支障がある。その理由は、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、その内容が第三者に公開されることにより、事業への妨害を受ける可能性があること、また、設備の配置情報により事業地への侵入、設備の盗難、損壊等に利用される可能性があるというものである。
- (5) 発電設備関係配置図については、開示することはすべて支障がある。その理由は、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、その内容が第三者に公開されることにより事業の妨害を受ける可能性があること、また、設備の配置情報により事業地への侵入、設備の盗難、損壊等に利用される可能性があるというものである。加えて、本図の作成会社、個人の情報が公開又は推定されることにより、それらの会社、個人の事業活動に妨害を受ける可能性、権利を阻害される可能性があるというものである。さらに、環境影響評価書に相当図があるが、モジュールのメーカー名、詳細仕様、区域毎の設置セット数・枚数、容量、直並列数、設置方式、架台の構造・諸元（モジュール角度を含む）、フェンスの仕様・位置、ゲート（門扉）の仕様・位置、の記載はしていないというものである。
- (6) 造成計画平面図については、開示することはすべて支障がある。その理由は、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、その内容が第三者に

公開されることにより事業の妨害を受ける可能性があること、また、敷地の情報により事業地への侵入等に利用される可能性があるというものである。加えて、本図の作成会社、個人の情報が公開又は推定されることにより、それらの会社、個人の事業活動に妨害を受ける可能性、権利を阻害される可能性があるというものである。さらに、環境影響評価書に相当図があるが、環境影響評価を目的とした模式的なものであり、本図は開発申請と同レベルの精緻なものであるというものである。

- (7) 排水計画平面図については、開示することはすべて支障がある。その理由は、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、その内容が第三者に公開されることにより事業の妨害を受ける可能性があること、また、敷地内の道の情報、排水路の情報は、事業地への侵入、設備の盗難、損壊等に利用される可能性があるというものである。加えて、本図の作成会社、個人の情報が公開又は推定されることにより、それらの会社、個人の事業活動に妨害を受ける可能性、権利を阻害される可能性があるというものである。
- (8) 希少動植物分布図及び移植計画書については、開示することはすべて支障がある。その理由は、事業地内の希少種の確認位置、移植先位置の他に、個別名、地点数、生育状況、確認個数は、乱獲等を意図する者にとって有用な情報になり、乱獲を誘発する可能性があること、また、これら希少種の保護保全は事業の一環であり、事業の機密情報に当たるものであるというものである。加えて、本書類内の「5. 移植の方法」と「6. 移植の時期」は本希少種を移植する業者のノウハウであるため、業者の事業活動の支障にならないように不開示とするというものである。
- (9) 工事工程表については、開示することはすべて支障がある。その理由は、審査請求人の事業活動を具体的に示す内容が含まれており、本内容が第三者に公開されることにより、事業の妨害を受ける可能性があること、また、工事工程の情報は、事業地への侵入、設備の盗難、損壊等の時期の判断に利用される可能性があるというものである。
- (10) 事業スキームについては、審査請求人の部分を除き、会社名を開示することはすべて支障がある。その理由は、作成会社、個人の情報が公開又は推定されることにより、それら会社、個人の事業活動に妨害を受ける可能性、権利を阻害される可能性があるというものである。

- (11) 周辺環境（大気質調査地点、騒音調査地点、低周波音調査地点、水質調査地点、地下水調査地点、移植種の定着（動物）、移植種の定着（植物）、サシバ繁殖状況）については、開示することは全て支障がある。その理由は、周辺環境の調査も本事業の活動の一部であり、その地点を具体的に示す内容である。本内容が第三者に公開されることにより、事業、調査・測定の影響を受ける可能性があるというものである。

## 5 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示される予定の情報は企業の事業活動に係る情報であり、企業の機密情報にあたり、開示により事業に対する妨害等を受ける恐れがあると審査請求人が主張するが、本件行政情報に含まれるいかなる情報に基づきどのような妨害がおこなわれるおそれがあるのかについて、何ら具体的・個別的な説明がなされていないため、開示により事業に対する妨害を受けるおそれは、一般的かつ抽象的と言わざるを得ず、本件行政情報の開示により法人の事業上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。
- (2) 事業地の敷地図の詳細情報については、それをもって第三者の侵入、盗難、設備の損壊等に利用されるおそれがあると審査請求人は主張するが、何ら具体的、個別的に説明されておらず、抽象的・類型的な主張に止まるものであることから、本件開示が法人の事業上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。また、配置図については、環境影響評価書の図面と同様のものであり、一般の縦覧に供されたものであり、第三者の侵入、盗難、設備の損壊等に利用されるおそれがあると認められる情報を含むものではない。
- (3) 事業地に生息する動植物の希少種の存在等が記載されており、乱獲等の被害を受ける可能性があるとして審査請求人は主張するが、かかる趣旨による開示・不開示の判断については、条例第7条第2項第6号（事務事業情報）に照らして実施機関が適宜判断を行ったであり、それ以上の審査請求人の法人情報を保護するという趣旨からは外れるものである。
- (4) 事業地に生息する動植物の希少種の保護方法は、委託先業者のノウハウであり、公開することでその業者の事業活動に支障が出るおそれがあると審査請求人は主

張しているが、対象行政文書のどの情報が委託先事業者のノウハウであり、公開することでその業者の事業活動に支障が生じるおそれがあるか、具体的・個別的な説明がなされておらず、本件開示が法人の事業上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

- (5) 開示される情報の中には、設計業者名、施工業者等が含まれており、それらの事業活動内容の開示となると審査請求人は主張するが、設計業者名等は審査請求人が既に地域における住民説明会や公開の審議会等において広く開示している情報であること、またメーカー名についても、それを公開することによりいかなる不利益が生じるかが具体的・個別的に示されておらず、さらには、それら業者、メーカーへの妨害が行われるおそれがあるとの主張についても同様に具体性を欠き、抽象的・類型的なものであることから、本件開示が法人の事業上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

### (2) 条例第7条第2項第3号（法人情報）の意義について

本号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の事業上の地位その他正当な利益が害されると認められる情報を不開示と定めている。

この点、「正当な利益を害すると認められるもの」とは、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の正当な利益を明らかに侵害する情報をいい、これに該当する情報の典型としては、生産技術上や営業販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれる情報などがある。開示請求に係る情報が「正当な

利益を害すると認められる」情報に該当するか否かは、当該情報の内容はもとより、法人等又は事業を営む個人の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、開示する場合の不利益の有無等について個別具体的に慎重な調査・検討を行い、客観的に判断する必要があるものと解される。そして、「正当な利益を害すると認められる」には、抽象的な可能性では足りず、正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められることが必要である。

(3) 条例第7条第2項第3号（法人情報）の該当性について

ア 機密情報該当性について

審査請求人は、本件行政文書が審査請求人や関連会社の事業活動に係る機密情報であって、当該文書を公開することにより事業又は事業会社の買収の動きをされる可能性があること、本事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が金融機関に働きかけて、融資の妨害を受ける可能性があること、開示情報から当該土地の地権者を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が当該土地の地権者に対して売却阻止等の為の働きかけがなされる可能性があること、本事業に係るコンサルタント・エンジニアリング会社、設計・施工業者、協力者、契約先等を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の推進を妨害する意図のある者がその業務を阻害する圧力を加えたり、活動の妨害が行われる可能性があること、本事業を反対する者から工事の障害物の設置等、また稼働開始の後は発電の障害物を設置する等の妨害行為に利用される可能性があり、条例第7条第2項第3号に該当すると主張する。

しかし、審査請求人の事業は数年前から準備されてきたものであり、四日市市議会にて事業活動（足見川メガソーラー事業）に対し議員から質疑がされたことがあること、同議会にてメガソーラーを規制する請願が採択されていること、縦覧されていた三重県の環境影響評価書にて事業内容等が明らかになっていること、四日市市議会での質疑や請願、三重県の環境影響評価の内容について新聞等のメディアで取り上げられていること、審査請求人から事業対象地の近隣住民への説明会が行われていることを考慮すると、審査請求人が主張するような事業活動を阻止する活動が行われる可能性があれば、本件行政文書を開示する以前から何らかの阻止行動が行われる、もしくはその端緒が伺われるものと思われるが、審査請求人からは事業活動を阻止する具体的な行動についての主張や疎明する資料の提出は行われていない。そのため、本件行政文書を公開することにより審査請求

人の「正当な利益を害する」と認められる蓋然性があるということとはできない。

なお、請求人は業務の遂行を妨害される可能性があることを裏付ける事実として、審査請求人が売電を行う先の中部電力に本事業に反対する某団体より複数回の電話が入り契約を解約することを要求していると主張しているが、その時期及び内容、団体が不明瞭であり、そのことを疎明する資料もない。また、本件行政文書の事業スキーム図において開示する企業名等はすでに住民説明会等でも明らかになっているが、中部電力以外の企業等には事業活動を阻止するような行動は見られないことから、本件行政文書の事業スキーム図において企業名を開示しても、そのことから本事業に対する妨害行為が行われる蓋然性が認められるとはいえない。

イ 第三者の侵入、盗難、設備の損壊等のおそれについて

審査請求人は、本件行政文書が開示されることにより、事業地への第三者の侵入、太陽光パネルの盗難、設備の損壊等のおそれを主張するが、そのような犯罪行為が行われることを伺わせる主張や疎明する資料の提出は行われていない。そもそも、第三者の侵入、盗難、設備の損壊等の犯罪行為は、今後の事業地の防犯対策によって防がれるべきであって、本件行政文書の開示によって犯罪行為を誘発するものではないと思われる。

ウ 環境保全協定の印影について

審査請求人は、印影は登記印、契約印にかかわらず、行政文書以外の契約等の民間の事業活動において法的には有効と認められる印であるため、印影を開示することにより法人の正当な利益が害されると主張するが、およそあらゆる法人の印影が盗用のおそれがあるわけではなく、印鑑登録がされている印鑑であることが印鑑証明書で証明された印影は法人にとって重要な印影であり、法的な保護に値する。環境保全協定の印影はそのような印影ではないため、開示することで法人の正当な利益を害するとは認められない。

(4) 条例第7条第2項第6号（事務事業情報）の該当性について

審査請求人は、事業地に生息する動植物の希少種の存在、確認位置、保護先、保護方法について、事務事業情報に該当するので全部不開示とすべきと主張するが、実施機関が事務事業情報として動植物の希少種の存在する位置等一部不開示としたことで、審査請求人の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことにはならないと思料されるため、実施機関の一部不開示とする判断は妥当であ

る。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年4月2日	・ 諮問書受理 (第790号)
令和元年5月7日	・ 諮問書受理 (第916号)
令和元年6月26日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成31年度第1回審査会合議体)
令和元年8月9日	・ 審議 (平成31年度第2回審査会合議体)
令和元年8月14日	・ 諮問書受理 (第268号)
令和元年9月2日	・ 審議 (平成31年度第3回審査会合議体)
令和元年9月20日	・ 答申

経緯 (参考)

【第790号事件】

平成30年12月14日 行政情報開示請求

平成31年1月28日 行政情報部分開示決定

平成31年2月6日 審査請求

平成31年2月25日 弁明書

平成31年3月18日 反論書

【第916号事件】

平成31年2月5日 行政情報開示請求

平成31年2月28日 行政情報部分開示決定

平成31年3月6日 審査請求

平成31年3月26日 弁明書

平成31年4月16日 反論書

【第268号事件】

令和元年5月17日 行政情報開示請求

令和元年6月28日 行政情報部分開示決定

令和元年 7 月 5 日 審査請求

令和元年 7 月 23 日 弁明書

令和元年 8 月 1 日 反論書